

第12回盛岡都市圏地域公共交通会議 議事概要

■開催日時：令和8年2月17日（火） 午後2時30分から午後3時45分まで

■場所：盛岡市勤労福祉会館 5階 大ホール

■出席状況：委員31名中 23名出席（うち、代理による出席3名）

■議事概要

1 開会

2 挨拶

○富樫副会長（盛岡市建設部長）

3 議題

(1) 盛岡都市圏地域公共交通利便増進実施計画について（報告事項）

[事務局説明]

資料1、参考資料1、参考資料4について説明。

[質疑応答]

○木幡委員（東北運輸局）

利便増進事業「路線バスネットワークの再編に伴う地域内交通の新設」で盛岡市羽場地区において、廃止予定の岩手県交通のバス路線の羽場線の代替交通として、新たに地域内交通の確保によって利便性が増進するというものがこれまでの説明であった。

しかし、羽場地区では単に羽場線が廃止されるのみで、利便性の増進が見込めないように思える。資料1では盛岡都市圏内全体で利便性が向上する旨が説明されているが、羽場地区においては利便性低下が明らかである。

また、路線バスネットワークの再編が盛岡都市圏内の移動の利便性の増進につながることから計画の実施区域を3市町としているが、その効果を数値で示せるか疑問である。国の策定指針でも実施区域は過大な設定とならぬようとなっている。実施区域は、盛岡市盛南地区の岩手県交通の路線を再編する区域に限定するべきと考えている。

○事務局

御指摘の実施区域について、検討した上で改めて相談させていただく。

○鈴木委員（交通ジャーナリスト）

利便増進実施計画で当初から実施しようとしている内容は何も問題ないと捉えているが、今回示されている実施内容は、当初のものから矮小化された印象がある。

また、今後目指す姿や段階について誰が見ても理解できるように示されていないように感じるので、それらの説明が明確であれば、今回の計画の内容の意図がはっきりするように思う。

○事務局

これまで関係者と十分な協議をしてきたところであるが、計画策定を急ぎすぎたように認識している。いただいた意見を踏まえ、説明の仕方を検討した上で、ご相談させていただきたい。

○小野寺委員（岩手運輸支局）

意見への回答をいただいたが、納得できる内容ではない。今後運輸局と調整されることなので、利便性の増進について確認できる内容にしていただきたい。

路線バスのネットワーク再編は、計画して終わりではなくスタートになる。利用者の視点を踏まえて仕上げていただきたい。

これまで会議の回数を重ねるたびに予定されていた事業が変更、削除されてきた。3市町での調整は大変だと思うが、元々の調整に不備があったという印象を受けてしまう。今後、事務局にはしっかりとした連携と運営をお願いしたい。

令和8年4月からは盛岡都市圏としての公共交通計画もスタートするので、5年間で成果が見えるような進め方をお願いしたい。ともに良い交通を作りたいという想いは同じなので、協力してやっていきたい。

○事務局

御指摘いただいたとおり、利用者の意向を踏まえながら計画を進めていく。また、度々の内容の変更については、事業者と協議をしてきたところであるが、事務局として反省点であると認識している。

今後は3市町で十分に調整し、事業者の皆様とも協議を重ね、盛岡都市圏として実施する意義が発揮できるよう努める。

○大下委員（岩手県北自動車）

資料1の意見照会は令和8年1月19日付けで当社にも届き、書面で同意の旨を示している。資料1に掲載されている意見は、その際に出された意見という理解でよろしいか。

○事務局

関係する委員の交通事業者様には同意書の様式を送付し、それ以外の委員の皆様には計画書案への意見募集という形で書面を送らせていただいた。

○大下委員（岩手県北自動車）

今回の意見照会について当社は同意ということで回答しているが、利便増進実施計画自体への同意ではないことについては承知していただきたい。

また、本協議事項は報告事項と位置付けられているが、利便増進実施計画として承認は取らないということか。

○事務局

利便増進実施計画は自治体が策定主体のため、会議での報告及び質疑応答を踏まえて自治体内で決裁を取る予定である。

○大下委員

協議会の承認は取らないということで承知した。

実施区域については、必ずしも行政区で区切らなければならないわけではない。利便増進実施計画は実施計画であるため、再編される路線沿線に限定することも可能である。以前、他エリアで認定をいただいた際も実施区域を限定したが、その後の他エリアでの展開に支障はなかった。あまり全域にこだわる必要はないのではないかと考える。地域内交通についても、一旦実施予定としておいて、空白地になる部分をどう担保するかという視点で進めるか、再編後の接続で利便性を語るのか、いずれにせよ認定のハードルはあると感じる。

○事務局

実施区域については運輸局とも協議し、変更が生じる場合には委員の皆様にご周知させていただく。

○小野寺委員

参考資料1の6ページの将来ネットワーク「ネットワーク再編実施エリア」と地域公共交通計画22ページの「利便増進事業のエリア」の整合を取る必要があるため、改めて確認いただきたい。

○事務局

御指摘の点について、ご相談させていただきたい。

○富樫副会長

頂戴した御意見を踏まえて、計画書(参考資料1)の3ページの実施区域が縮小する計画案を作成する。その後、東北運輸局に内容をご確認いただき、盛岡都市圏の3市町からの同意を得たうえで、令和8年2月下旬までに計画を策定したいと考えている。

計画の策定後に国土交通大臣への認定申請を行った後、公表し、関係機関に計画の送付をする。

●計画を修正(実施区域の修正)したうえで、計画を策定する方針となった。

(2) 令和7年度地域公共交通確保維持改善事業(利便増進計画策定事業)の自己評価について(協議事項)

[事務局説明]

資料2、参考資料2、参考資料3について説明。

○木幡委員(東北運輸局)

自己評価については手続きのルールとして、1月末までに交通会議で協議した上で運輸局へ提出することが原則である。今後のご留意いただきたい。

○事務局

承知した。

●議題2は承認された。

(3) 令和8年度盛岡都市圏地域公共交通会議事業計画(案)及び収支予算(案)について(協議事項)

[事務局説明]

資料3、資料4について説明。

[質疑応答]

なし

●議題3は承認された。

4 その他

[事務局説明]

参考資料5、参考資料6について説明。

[質疑応答]

なし

5 閉 会